

福岡県公報

平成24年11月16日
第3447号

目次

告示 (第1920号 - 第1937号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土地改良区の換地処分	(農村森林整備課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課)	5
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	7

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 7

告 示

福岡県告示第1920号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡早良線 大野城	春日市下白水北三丁目88番1先から 春日市昇町三丁目261番1先まで

福岡県告示第1921号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
			前	大川市大字酒見 970番5先から 大川市大字酒見 866番2先まで	5.5 ～ 8.9	209.5	うち県道 宮本大川 線重用延 長 90.7m

南筑後	県道	鐘ヶ江酒見線間	前	大川市大字酒見970番5先から大川市大字酒見866番2先まで	8.0 ～ 18.8	217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0m	
			後	大川市大字酒見970番5先から大川市大字酒見866番2先まで	5.5 ～ 16.9		209.5	うち県道宮本大川線重用延長90.7m
			後	大川市大字酒見970番5先から大川市大字酒見866番2先まで	8.0 ～ 20.6		217.0	うち県道宮本大川線重用延長84.0m

福岡県告示第1922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県道	朝 倉 小石原 線	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市佐田2805番先から朝倉郡東峰村大字小石原1637番1先まで	7.1 ～ 46.5	3,620.0
			前	朝倉市佐田2805番先から朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	7.1 ～ 46.5	3,019.0

			後	朝倉市佐田2805番先から朝倉郡東峰村大字小石原1637番1先まで	7.1 ～ 46.5	3,620.0
			後	朝倉市佐田2805番先から朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	

福岡県告示第1923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉郡東峰村大字小石原1656番先から朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで

福岡県告示第1924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

那珂	県道	福岡線	前	筑紫野市針摺西1丁目324番1先から 筑紫野市針摺中央2丁目317番1先まで	10.1 ～ 11.5	24.6
			後	筑紫野市針摺西1丁目324番1先から 筑紫野市針摺中央2丁目317番1先まで	8.2 ～ 11.5	24.6

福岡県告示第1925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡線	筑紫野市針摺西1丁目324番1先から 筑紫野市針摺中央2丁目317番1先まで

福岡県告示第1926号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡市広瀬石釜土地改良区	福岡市早良区大字内野、大字西及び内野8丁目（石釜地区）	平成24年10月30日

福岡県告示第1927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人きぬた
- (2) 代表者の氏名
山崎 健一
- (3) 主たる事務所の所在地
遠賀郡遠賀町松の本4丁目5番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人の活動は、障がい者等（不登校・引きこもりを含む）に対する理解を深める活動や当事者や家族が安心して日常生活がおくれるように援助することを目的とする。

福岡県告示第1928号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人びあnet
- (2) 代表者の氏名
川口 恵子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糸島市波多江駅北二丁目14番3-404号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者をはじめとした、地域の方々の継続的なパソコン技
術向上を支援し、その知識を社会に発表する機会や交流の場を提供することにより
、地域住民の生きがいづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1929号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非
営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第
10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人天空
- (2) 代表者の氏名
馬締 百合子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県小郡市小郡1683番地1
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者等が地域社会に積極的に参加し、その能力に応じた社会的役
割を担う活動ができるよう支援する事業を行うことにより、全ての人が自分らしく

生きることよるこびを持ち、安心して暮らすことができる福祉社会づくりに寄与
することを目的とする。

福岡県告示第1930号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字尾仲字赤坂1032番3及び1032番5から1032番8まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区二又瀬20番9号
株式会社 ワイズ
代表取締役 安松 秀利

福岡県告示第1931号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第
36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目694番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字久富659番地
中山 倉次

福岡県告示第1932号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イズミ新宮店
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜土地区画整理事業5街区1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1933号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

1 竣功認可年月日

平成24年10月18日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

- ア 北九州市
 福岡県北九州市小倉北区内1番1号
 イ 全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会
 東京都港区赤坂一丁目9番13号

(2) 代表者

- ア 北九州市長 北橋 健治
 イ 代表理事会長 田中 潤兒

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

福岡県北九州市若松区大字安屋1679番3地先の公有水面（脇田漁港区域内）

(2) 区域

（2工区）

次の地点のうち、㉑の地点から㉔の地点までを順次に結んだ直線、㉔の地点から330度02分45秒、293.50mの地点を中心とする半径293.50mの円で㉔の地点と㉕の地点を結ぶ北西側の円弧、㉕の地点から㉘の地点までを順次に結んだ直線、㉘の地点から293度54分40秒、313.30mの地点を中心とする半径313.30mの円で㉘の地点と㉙の地点を結ぶ西側の円弧、㉙の地点から107度44分28秒、35.20mの地点を中心とする半径35.20mの円で㉙の地点と㉚の地点を結ぶ南東側の円弧、㉚の地点から13度16分11秒、64.60mの地点を中心とする半径64.60mの円で㉚の地点と㉛の地点を結ぶ北西側の円弧、㉛の地点から㉞の地点までを順次に結んだ直線、㉞の地点から203度51分32秒、1007.10mの地点を中心とする半径1007.10mの円で㉞の地点と㉟の地点を結ぶ南側の円弧、㉟の地点から㊱の地点までを順次に結んだ直線、㊱の地点から14度27分34秒、22.20mの地点を中心とする半径22.20mの円で㊱の地点と㊲の地点を結ぶ南側の円弧、㊲の地点から㊳の地点までを順次に結んだ直線及び㊳の地点と㊴の地点を結んだ直線により囲まれた区域

㉑の地点 小竹三角点（北緯33度55分19秒63、東経130度44分35秒87）から317度54分52秒、727.06mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から281度54分01秒、196.47mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から11度53分47秒、227.37mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から279度30分41秒、0.96mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から224度52分09秒、153.67mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から300度21分05秒、3.00mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から210度30分13秒、22.35mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から240度13分40秒、9.61mの地点

㉙の地点 ㉘の地点から201度07分16秒、30.49mの地点

㉚の地点 ㉙の地点から238度32分53秒、46.00mの地点

㉛の地点 ㉚の地点から255度36分09秒、59.99mの地点

㉜の地点 ㉛の地点から224度54分24秒、8.24mの地点

- ㉓の地点 ㉒の地点から203度29分35秒、9.47mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から113度42分28秒、1.00mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から203度48分46秒、2.91mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から115度12分32秒、8.78mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から110度08分09秒、130.77mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から17度32分23秒、0.20mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から106度03分48秒、13.80mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から106度38分01秒、1.92mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から107度33分38秒、34.38mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から143度14分17秒、27.80mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から211度08分39秒、7.84mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から95度25分06秒、35.72mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から95度18分14秒、32.48mの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から91度53分29秒、20.72mの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から95度54分16秒、95.74mの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から100度11分38秒、21.96mの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から0度45分58秒、8.97mの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から275度21分03秒、4.94mの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から0度27分55秒、41.01mの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から10度30分42秒、16.17mの地点

(3) 面積

42,512.52平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年8月29日9漁第2号の4

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

北九州市役所

福岡県告示第1934号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント12月号	雑誌05267-12	株式会社竹書房	

福岡県告示第1935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	谷垣益線	前	柳川市大和町栄1487番1先から 柳川市大和町徳益418番1先まで	5.0 ～ 87.0	3,758.5
			後	柳川市大和町栄1487番1先から 柳川市大和町徳益418番1先まで	5.0 ～ 91.7	3,758.5

福岡県告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成24年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	谷垣徳益線	柳川市大和町栄1487番1先から 柳川市大和町徳益418番1先まで

福岡県告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山286番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山3059番1先まで	10.8 ～ 21.5	2,100.0
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山286番1先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山3059番1先まで	10.8 ～ 20.5	2,100.0

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで製菓衛生師法施行細則（昭和42年福岡県規則第35号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成24年11月16日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行による外国人登録法の廃止等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成24年11月16日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第315号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年11月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- 施設警備業務1級
- 貴重品運搬警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年2月27日(水)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成25年2月26日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前(電話)受付期間

平成25年2月4日(月)から同年2月6日(水)までの午前9時00分から午後5

時00分までの間

(2) 必要書類

ア 必須書類（全検定共通）

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受験資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受験資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(3) 検定手数料

ア 施設警備業務1級

16,000円

イ 貴重品運搬警備業務1級

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受験しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受験を希望する者は、まず、前記7(1)の事前受付期間内に、必ず福岡県警察警

備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前申込みを行い、受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日又は翌日いずれかの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受験希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受験申請し、受験票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受験の申請は、原則として受験者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受験者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受験票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。